

トレッキング用ポールの認定基準及び基準確認方法

財団法人製品安全協会制定・平成14年8月1日
財団法人製品安全協会制定・22安全業G第065号 2010年8月18日

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及び WTO/TBT 協定 附属書 3 に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

野外活動用製品（トレッキング用ポール）専門部会 委員名簿

氏 名 所 属 (五十音順・敬称略)

(部会長)	小林 肇	独立行政法人産業技術総合研究所 ヒューマンデジタル研究センター
(委 員)	石井 明彦	社団法人日本山岳ガイド協会
	大谷 伸一	財団法人日本文化用品安全試験所
	小野田 元裕	財団法人日本車両検査協会
	海保 直二	株式会社キャラバン
	木崎 秀臣	株式会社キザキ
	木村 哲也	長岡技術科学大学 システム安全系
	小坂橋 竜雄	長野県工業技術総合センター
	越谷 英雄	特定非営利活動法人日本トレッキング協会
	小山 剛	株式会社シナノ
	関 隆夫	ミズノテクニクス株式会社
	町田 幸男	社団法人日本山岳協会
	村山 友宏	社団法人日本ウォーキング協会
(関係者)	矢島 敬雅	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
	高辻 育史	経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課日用品室
(事務局)	財団法人製品安全協会 業務グループ 110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org 管理グループ TEL 03-5808-3300 FAX 03-5808-3305 業務グループ TEL 03-5808-3302 FAX 03-5808-3305 PLセンター TEL 03-5808-3303 FAX 03-5808-3305	

トレッキング用ポールの認定基準及び基準確認方法
Approval Standard and Standard Confirmation Method for Trekking-Poles

1. 基準の目的

この基準は、トレッキング用ポールの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、登山、ハイキング等に使用するポール（以下「トレッキング用ポール」という。）について適用する。

3. 形式分類

トレッキング用ポールの形式分類は次のとおりとする。

A形：標準的なシャフトを用いているもの

B形：A形と比較して軽量シャフトを用いているもの

4. 安全性品質

トレッキング用ポールの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. トレッキング用ポールの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 各部の接合、組立等は良好であること。</p> <p>(3) グリップを有すること。</p> <p>(4) 石突きの先端部が鋭利になっているものにあつては、保護キャップが附属されていること。</p>	<p>1. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感、操作等により確認すること。</p> <p>(3) 目視により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p>

<p>2. 伸縮機構</p>	<p>2. 伸縮機構を有するものにあつては、伸縮機構のシャフト軸方向に 300N の力を加えたとき、破損、滑り等が生じないこと。</p>	<p>2. 図 1 に示すように、伸縮機構部を長さ 200mm で切り出して、軸方向に力を加えて確認すること。</p> <p>ただし、ラチェット方式以外の伸縮機構を有するものにあつては、次のとおりとする。</p> <p>① シャフトを回転させ摩擦力を生じさせるものにあつては、2 Nm のトルクで、締め付ける及び緩ませる操作を 10 回繰り返した後、1 Nm のトルクで締め付けた状態で確認する。</p> <p>② シャフトに取り付けたカムレバーを操作し摩擦力を生じさせるものにあつては、カムレバーの指掛かり位置に 200N を上限とした力を加えて固定した状態で確認する。</p> <p>③ ①及び②以外のものにあつては、使用実態及び操作実態を勘案した固定状態で確認する。</p> <div data-bbox="970 913 1257 1339" data-label="Diagram"> </div> <p>図 1 : 伸縮機構滑り試験</p>
<p>3. 強度</p>	<p>3. トレッキング用ポールの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ストラップを有するものにあつては、ストラップをシャフト軸下方向に 350N の力で引っ張ったとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>ただし、ここでいう「ストラップ」とは、手首に帯状の</p>	<p>3. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 図 2 に示すように、ストラップを 350 N の力でシャフト軸に対し下方向に引っ張り確認すること。</p>

ものを廻して体重を掛けて使用することを意図したものをいう。

(2) バスケットを有するものにあつては、バスケットを 750 N の力で押し込んだとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。

(3)

(a) シャフトの軸方向に圧縮力を加えたとき 400 N まで力を加えることができ、かつ、力を取り除いたとき、永久変形がないこと。

(b) A形にあつては、(a)に続けて再び圧縮力を加え続けて破壊したとき、その破壊は危険な状態でないこと。

ただし、力を加える上限

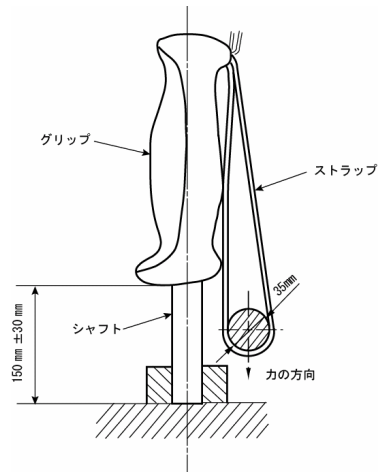


図 2 : ストラップの取付強さ試験

(2) 図 3 に示すように、バスケットを 750 N の力でシャフト軸に対し下方向に押し込み確認すること。

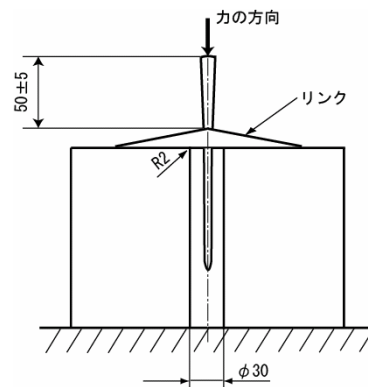


図 3 : バスケットの取付強さ試験

(3) 図 5 に示すように、シャフトを最大長さに調節し、軸から 10 mm 離れた箇所の軸方向に力を加えて確認すること。

は、軸方向に 600N 又はシャフト全長の 3/4 まで荷重方向に変位するいずれかの早い段階を上限とする。

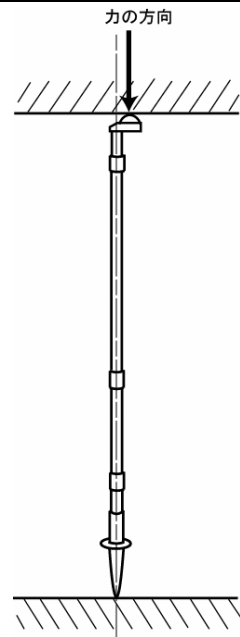


図 4 : シャフトの軸方向圧縮力試験

5. 表示及び取扱説明書

トレッキング用ポールの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。（ただし、製品本体の表示が包装外表面から見るができる場合は除く。）</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) ハイキングや登山以外の用途に使用しない旨。</p> <p>(4) 軽量型：極めて大きな力が加わった場合には破断するおそれがある旨。（B形に限る）</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(2)～(4)の事項については安全警告標識（△）を併</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。(1)の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や目立つ色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであること。(2)～(4)の事項については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p>

	<p>記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 用途によって必要な性能が異なるので、高齢者の歩行補助や松葉杖などの医療用の用途に使用しないこと。転倒などの原因となる旨。</p> <p>(3) シャフトに使用されている材料の特性から極めて大きな力がシャフトに加わった場合、瞬時に破断することがある旨。(B形に限る)</p> <p>(4) 長さの調節の際に十分に締め付けてもシャフトが縮むことがあるので注意すること。大きな段差で使用したときや、長時間歩行した後などは緩みやすいので、特に注意すること。</p> <p>(5) 長さの調節後、軸方向に圧縮力をかけて、シャフトが縮まないことを確認してから使用すること。</p> <p>(6) グリップに取り付けられた紐は、体重を掛けて使用することを意図していないので、この紐に体重を掛けて使用しないこと。(ストラップ以外の紐状のものがグリップに取り付けられている場合に</p>	
--	--	--

「トレッキング用ポール」及び「ウォーキングスポーツ用ポール」 の認定基準の解説

経緯

「トレッキング用ポール」とは、登山、ハイキング等に使用する杖状のポールで、これを使用することによって登山、ハイキング等の際に膝などへの負担が軽減されると言われています。しかし、万が一、登山中などにこのポールが破壊するなどしたときは、使用者に大きな傷害を与えるばかりか、状況によっては遭難事故にもつながりかねないと考えられます。

当協会では、2002年8月にSG基準を制定し、SGマークの対象製品とし現在に至っています。2009年度は約10万本の製品にSGマークの表示がされました。この間に3件の製品事故が生じ、うち1件はSGマーク制度における賠償措置を講じました。(シャフトの軸圧縮方向の力がSG基準に満たない値で破壊したもの。)

近年、SG基準制定時には想定していなかった形状や伸縮機構のものも出回るようになり、これらに対応した基準改正が求められていました。



トレッキング用ポールの例



カムレバーによる伸縮機構の例

「ウォーキングスポーツ用ポール」については、現在流行しつつあるウォーキングスポーツ（ノルディックウォーク）に使用するポールで、構造や機構等は、ほぼトレッキング

用ポールと同様です。このポールを使用することによって上半身筋肉のトレーニングやウォーキングの際に膝などへの負担が軽減と言われていますが、トレッキング用ポール同様、万が一、ウォーキング中などにこのポールが破壊するなどしたときは、使用者に大きな傷害を与えることが考えられます。

現時点では事故事例などはありませんが、トレッキング用ポールの基準改正を機にウォーキングスポーツ用ポールのSG基準も併せて検討を致しました。



ウォーキングスポーツ用ポールの例（1）



ウォーキングスポーツ用ポールの例（2）

適用範囲

「トレッキング用ポール」の適用範囲は、従前と同様「登山、ハイキング等に使用するポールについて適用する」とします。

一方、「ウォーキングスポーツ用ポール」の適用範囲は、「ウォーキングスポーツに使用するポールについて適用する」とし、トレッキング用ポールや棒状杖（高齢者用つえ）とは、明確に区別します。

形式分類

「トレッキング用ポール」は、A形とB形の2つの形式に分類しました。A形は「標準的なシャフトを用いているもの」とし、B形は「A形と比較して軽量シャフトを用いているもの」とします。

この2つの形式は、もっぱらポールシャフトの質量に着眼した分類ですが、実質シャフトの強度に着眼した分類となります。A形はアルミニウム合金のうち比較的柔らかい600

0番台を使用したもの、B形はアルミニウム合金のうち比較的堅い7000番台を使用したもの又はカーボンを使用したものとなります。

「ウォーキングスポーツ用ポール」も形式を α 形と β 形の2つに分類しました。 α 形は「アドバンスウォーク（アグレッシブウォーク）など主としてポールをウォーキングの推進力として使用して歩行するためのポール」とし、 β 形は「スタンダードウォーク（ディフェンシブウォーク）など主としてポールをウォーキングの際の身体支持として使用し歩行するためのポール」とします。

この2つの形式は、もっぱらポールの使用方法（用途）に着眼した分類ですが、実際には使用方法（用途）を念頭に置いたシャフトの強さによる分類も考慮しました。

トレッキング用ポールと異なり、ウォーキングスポーツ用ポールの形式毎の要求スペックは、 α 形が β 形を包含している形になります。（ α 形であればすべてのウォーキングスポーツに使用できますが、 β 形はスタンダードウォークにしか使用できないこととなります。）すべてのウォーキングスポーツ用ポールに対してアドバンスウォークに必要なスペックを求めることは、スタンダードウォークでしか使用しないユーザーに対してオーバースペックの商品の選択を強いることとなると判断したからです。



アドバンスウォーク

スタンダードウォーク

(写真提供 社団法人日本ウォーキング協会)

外観及び構造

「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、他のSG基準と同様に仕上げの良好さ、各部の接合、組立等の良好さといった製品の**外観・仕上げ・組立**が使用者等に対して傷害を与えないものであることを規定しました。

「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、グリップを必備のパーツとしました。これはグリップのないポールは、十分にポールを握ることができないためバランスを崩した際には転倒に至る可能性が否定できないからです。

改正前のトレッキング用ポールの基準では、ストラップも必備のパーツとしていましたが、実際の市場には使用しないときに壁に吊したり、運搬時のみに使用する紐状のものが

付いたものもあり、これらをストラップとするか否か検討しました。検討をした結果、後者のものは必備のパーツとしてのストラップには含めないことにしました。ここでは「ストラップ」の定義として「手首に帯状のものを廻して体重を掛けて使用することを意図したもの」についてのみ、その取付強さを要求することとし、それ以外のものはこの規定を適用しないことにしました。



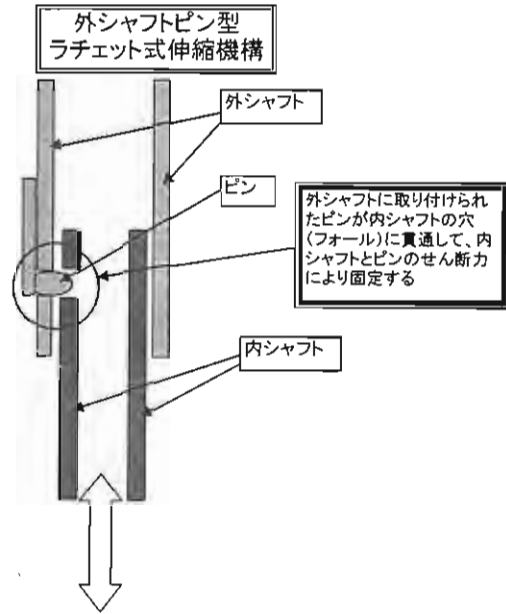
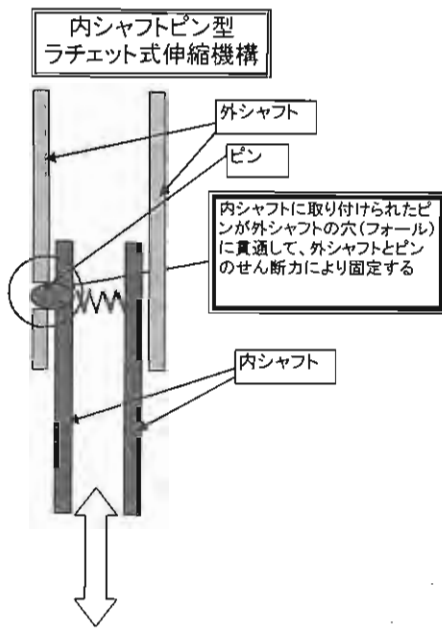
ストラップの定義に当てはまらない例

「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、石突き先端部が鋭利になっているものについて、保護キャップが附属されていることも規定しました。これは主に運搬中に周囲の人に傷害を与えることを防止することを目的としています。

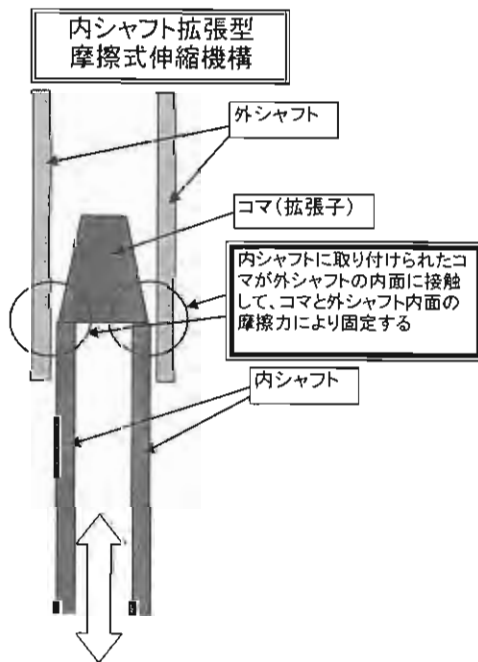
伸縮機構

「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、ポールを使用するときには、各ユーザーの身体に合った適切な長さが求められます。現在、市場には様々な長さのシャフトが販売されていますが、ユーザーの身体に的確にフィットさせるには、シャフトの長さを調節する必要があります。また、トレッキング用ポールは、登山中に登りでは短く、下りでは長くして使用することが使いやすいので、このようなことからシャフトの長さを調節できるものが一般的となっています。

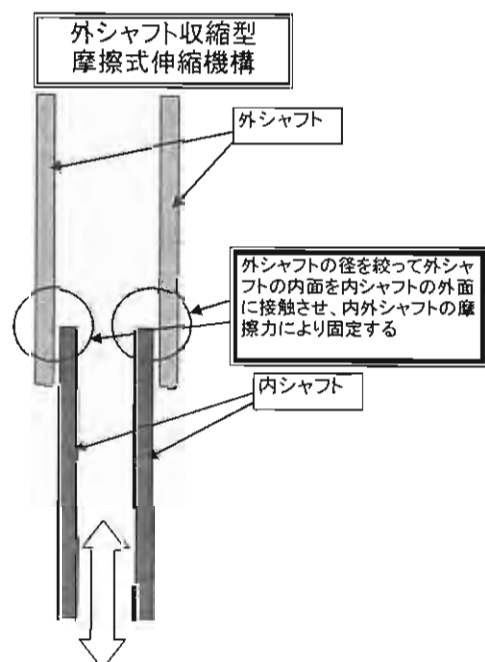
シャフトの伸縮させる方式としては、大きく分けて「ラチェット（内外シャフトに取り付けられたピンが外内シャフトの穴（フォール）に貫通して、外シャフトとピンのせん断力により固定する）」と「回転摩擦（内シャフトに取り付けられたコマが外シャフトの内面に接触して、コマと外シャフト内面の摩擦力により固定する）」の2方式が一般的でしたが、近年において、新たに「カムレバー（外シャフトの径を絞って外シャフトの内面を内シャフトの外面に接触させ、内外シャフトの摩擦力により固定する）」も出廻り始めました。今回の基準改正にあたりラチェットや回転摩擦方式に加えて、このカムレバー方式も追加的に規定しました。



ラチェットの構造例



回転摩擦式の構造例



カムレバー式の構造例

本規定では、後述する軸方向の力を加える前に伸縮機構毎に一定の前処理をします。一定の前処理についてさらに詳しく説明しますと、回転摩擦式については、改正前と同様に、2 Nm のトルクで、締め付ける及び緩ませる操作を 10 回繰り返した後、1 Nm のトルクで締め付ける前処理をした上で試験を行うこととしました。これは 2 Nm のトルクを 10 回繰り返すことによって、コマとシャフトを充分馴染ませ、最後、比較的高齢の使用者でも力が加えうると考えられるトルクである 1 Nm を基本としました。

新たに追加されたカムレバー式は、自転車のクイックリリース機構に関する試験方法（CPSA0052 自転車の認定基準及び基準確認方法）を参考にしてカムレバーの指掛かり位置に 200N を上限とした力を加えて一定の前処理をした上で試験を行うこととしました。（200N は人が親指を使って無理なく力が加えられる大きさです。）

いずれにも該当しない新たな方式については、「使用実態及び操作実態を勘案した固定状態で確認する」とだけ規定し、その都度、一定の前処理の方法を検討することとしました。



自転車のクイックリリースの例

一定の前処理を施した後、伸縮機構部を中心にシャフトを 200mm 切り出したシャフト片に軸方向の力を加えます。このとき「トレッキング用ポール」については、改正前と同様に 300N までの間に、「ウォーキングスポーツ用ポール」のうち α 形は 300N、 β 形は 250N までの間に破損、滑り等が生じないこととしました。

これら試験で加える力の大きさは、実験によって得られた数値を根拠にしています。ポールをバランスを取るためだけに使用して歩行したときシャフト軸方向に生じる力の大きさは、約 50N でした。アドバンスウォークのように積極的にポールを推進力として使用したときは、約 130N の軸方向力が生じました。また、大きな段差の通過などの際には、最大 230N 程度の軸方向力が生じますので、様々な地形・地面で使用する可能性のあるトレッキ

ング用ポールは、改正前と同様に 300N は必要と考えました。また、比較的安定した地形・地面で使用することが多いウォーキングスポーツ用ポールは、それより小さい値でも差し支えないと考えられますが、前述のようにアドバンスウォークでは、比較的大きな力が生じることも考えられるため、 α 形のみトレッキング用ポールと同一の値を採用しました。



平地歩行の様子



階段歩行の様子



斜面歩行の様子



段差の通過の様子

トレッキング用ポールを中心に使用環境によって滑りの耐力が低下（通常環境条件下よりも小さい力で滑り出してしまう）することが懸念されることから塵埃環境、耐水環境、低温環境における滑りはじめの力の比較を試みましたが、力の高低については明確な傾向が認められなかったため、今回の改正ではこれら使用環境による影響は含めないこととしました。

ストラップの取付強さ等

ストラップを使用すると手を振り上げる際などにグリップを強く握る必要がなく、握力負担の軽減につながると言われています。このことから「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共に使用するときには、ストラップを使用するのが一般的です。また、ストラップを手首に廻して使用していれば、急にバランスを崩した際に、ある程度身体のバランスを確保することができます。このとき、仮にストラップの取付強さやストラップ自体の強度が足りないとバランスを崩して転倒を傷害を負う可能性があることから、手首に帯状のものを廻して体重を掛けて使用することを意図したストラップについては、取付強さ等を規定しています。

ストラップの取付強さは、トレッキング用ポール、ウォーキングスポーツ用ポールとも下方向に 350N の力を加えます。これも実験の結果を反映させましたが、規定値はアルペンスキー用ポールの ISO 規格 (ISO7331:2005 Ski-poles for alpine skiing requirements and test methods、以下同様) に整合させ、前項の伸縮機構の滑り試験で加える力よりも大きな値となっています。

下以外の方向についても必要ではないかという指摘もありましたが、実際の使用状況では、下以外の方向に力が生じることは、非常に希であることなどを踏まえ下方向のみとしました。

ウォーキングスポーツ用ポールの中には、手首を廻すのではなく手の甲だけに帯状のも

のを廻すタイプがありますが、バランスを崩したときに積極的に身体を確保しようというものではないと解釈し、ストラップの定義から除外することとしました。



手首に廻さないタイプの例

バスケットの押し込み強さ

ぬかるんだ地面や雪面など比較的柔らかい場所でポールを使用すると石突きが、深く刺さってしまい歩行中に思わぬバランスを崩すことがあります。このようなことから「トレッキング用ポール」には、バスケットと呼ばれるパーツが取り付けられており、地面などにポールが深く刺さるのを防いでいます。

「ウォーキングスポーツ用ポール」は、トレッキング用ポールと比較して柔らかい場所での使用が想定されていないことから、バスケットが取り付けられていないか、極小さなものだけが取付られています。

ポールを使用中にバスケットが外れたり、破損をするとバランスを崩して転倒を傷害を負う可能性がありますので、これらの傷害を防止するため「トレッキング用ポール」のみバスケットの押し込み強さ等を規定しています。規定値はアルペンスキー用ポールの ISO 規格に整合させ、750N としました。

シャフト軸方向の圧縮力等

「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、ポールを使用しているときには、常にシャフトの軸方向に圧縮力が生じます。この力の大きさは、前述のように通常の歩行では、約 50N（ただし、アドバンスウォークのときは約 130N）程度だが、滑ったり躓いたりして転倒の危険が切迫した状況で、それを回避しようとするとき（危険回避行動）には 480N もの力が生じることが実験で分かりました。



滑ってバランスを崩した様子



躓いてバランスを崩した様子

改正前のトレッキング用ポールの基準では、軸方向圧縮力の規定として400Nでの永久変形や破損がないこととしていましたが、通常の使用状態では、この規定で十分では、あるものの、危険回避行動のように極めて大きな力に対しては十分でないことが分かりました。

このような大きな力は極々低い頻度で生じるものであり、それはポールという製品の限界を超えた状況であるとも言えます。通常の使用における安全と製品限界に近い極限状態の安全という2つの安全があると整理をし、それぞれについて規定を設ける必要があるという考えを採用しました。

前者は通常使用時における商品価値を含む破損防止（広義の安全性品質）。後者は身体への積極的な傷害防止（狭義の安全性品質）とし、前者は、通常使用時に意図せず変形をし、使用が困難になる状態を避けるという観点で、一定の力を加え、その力を取り除いたときに各部に永久変形がないことが必要としました。後者は、危険回避行動時に身体に障害を与えるような破壊がないこと（ライフエンド規定）が必要との結論に達しました。



危険回避行動時の状況

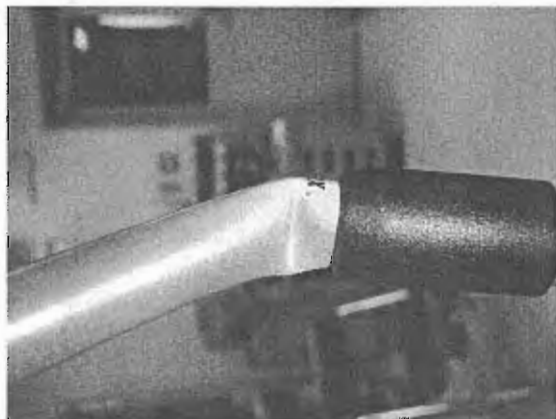
具体的な試験方法ですが、前者（広義の安全性品質）については、改正前の SG 基準と同様にシャフト軸方向に軸芯から 10mm 偏芯させた状態で力を加えて破壊や永久変形がないこととしています。このときに加える力の大きさは、トレッキング用ポールと α 形のウォーキングスポーツ用ポールについては 400N、 β 形のウォーキングスポーツ用ポールについては 250N です。 β 形のウォーキングスポーツ用ポールについては、シャフトに生じる力が比較的小さいことと、それが生じる頻度も少ないと考えられるため小さい値を採用しました。

改正前の基準では、力を加えるに従って変形量が増し、結果として規定値（400N）まで力を加えることができないような柔らかいシャフトについては、運用として「不適合」としてきたことを考慮して今回の改正を機に基準の中で「力を加えることができ」と明確に規定しました。

後者（狭義の安全性品質）については、破壊した際の状態が危険でないこととしました。ここでは『破壊』することが問題ではなく、その『破壊状態が傷害を与えやすいものではない』ことという概念を導入しました。（類似概念は自動車ガラスの保安基準があります。）

『危険な破壊状態』の定義は検査マニュアルで細則を定める予定ですが、原則として破

断状態を指すことを想定しています。



屈伏状態での破壊例



破断状態での破壊例

本来であれば、破壊まで試験を行うのが適切かと思いますが、試験作業の安全等々を踏まえ試験の上限を定めました。すなわち、A形のトレッキング用ポールと α 形のウォーキングスポーツ用ポールは600N又はシャフト全長の3/4まで荷重方向に変位するいずれかの早い段階、 β 形のウォーキングスポーツ用ポールは400N又はシャフト全長の3/4まで荷重方向に変位するいずれかの早い段階としました。これはアルペンスキー用ポールのISO規格の考え方に合わせました。



軸方向の圧縮力試験の様子

B形のトレッキング用ポールにつきましては、後者（狭義の安全性品質）の試験を不要としました。これは軽量性などと引き替えに危険な破壊状態となることを許容するという考え方です。しかし、このような特性や破壊状態になることは、ユーザーに正しく・的確に伝えることが必要ですので、本体表示や取扱説明書にそれぞれ「極めて大きな力が加わった場合には破断するおそれがある旨」及び「シャフトに使用されている材料の特性から異常に大きな力がシャフトに加わったと場合、屈伏を経ずに破断することがある旨」の記載を義務づけました。

表示（本体表示）

「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、製品本体には「申請者（製造業者、輸入業者等）の名称（又はその略号）」及び「製造年月（若しくは輸入年月又はその略号）」の記載を規定しています。これらはユーザーが安全に使用するという観点ではなく、事故等が発生した際の追跡性（トレーサビリティ）の観点から要求しています。

注意喚起の必要がある事項のうち特に重要な点については、本体への表示を求めています。「トレッキング用ポール」、「ウォーキングスポーツ用ポール」共、目的外の使用を禁止する旨の注意表示を規定しています。「トレッキング用ポール」については「ハイキングや登山以外の用途に使用しない旨」を、「ウォーキングスポーツ用ポール」については「ウォーキング以外の用途に使用しない旨」を記載することとしました。改正前のトレッキング用ポールの基準では「歩行補助つえ等他の用途に使用しない旨」というようにネガティブ表記でしたが、今回の改正を機にポジティブ表記に変更しました。

安全性品質の要求水準が異なるため、B形のトレッキング用ポールでは「異常に大きな力が加わった場合には破断するおそれがある旨」を、β形のウォーキングスポーツ用ポールでは「スタンダードウォーク（ディフェンシブウォーク）のみに使用する旨」の表示することを義務づけました。

取扱説明書

取扱説明書には、ポールを安全に使用する上で必要な使用上の注意事項及びそれに関連する情報等を記載することを求めています。一部、製品本体に記載すべき警告文と重複しますが、記載エリアに比較的余裕のある取扱説明書では、単に禁止事項を記載するだけでなく、禁止する理由や禁止に反して、その行為を行うとどのような状況になるのかなど一層の注意喚起効果があがる記載内容を求めています。